

ベルリンの「慰安婦像」に思う

研究幹事 庄司 潤一郎

NIDS コメンタリー

第 161 号 2021 年 3 月 9 日

はじめに

昨年 2020 年 9 月、韓国系市民団体「コリア協議会」が、ベルリン市の中心部ミッテ区に「平和像」と称された「慰安婦像」を建立した。ドイツでは 3 件目であったが、公共の場所としては初めてであったため、ドイツを舞台として日韓両国を巻き込んで論争が起きた¹。

日本政府の抗議により、10 月 8 日ミッテ区長ステファン・ダッセル (Stephan Dassel) は、建立許可の取り消しと撤去を指示した。その理由は、1) 「慰安婦像」が性暴力に反対するという普遍的なメッセージではなく、専ら日本軍の行いのみをテーマにしたため、日本やベルリンにおいて苛立ちを招いた、2) 像とその碑文は、政治的歴史的な二国間の対立と理解される、3) ミッテ区は世界 100 カ国以上の人々の故郷であり、人々は寛容、オープン、平和に、互いに尊敬し合って相互に暮らしており、このような連帯感を危険に晒さないためには、二国間の複雑な歴史的な対立に一方に与してはならないというものであった²。

しかしながら、「コリア協議会」はベルリンの行政裁判所に異議申し立てを行うとともに、撤去反対運動を行ったため、12 月 1 日にミッテ区議会は、永続的な設置に向けた方策を見出すよう区に要請する決議案を、賛成多数で採択した³。決議文ではその理由として、「武力紛争下及び平和な時における性暴力に関する議論のきっかけ」となると意義を強調していた。

現時点でも、「慰安婦像」は設置された状態が続いており、早期の撤去は困難になり、問題は長期化の様相を呈している。

本稿では、議論が激しく分かれている慰安婦問題そのものではなく、ミッテ区長と同区議会の見解に焦点を当てて、ベルリンにおける「慰安婦像」の建立が、区長と区議会の見解の相違が象徴しているように、一方に与することによる対立の助長なのか、もしくは性暴力の議論に資するのかという論点について考察したい。その際、かつて同様な問題に直面した同じドイツのフライブルク市における議論も参考にする。

1 分かれる見解

慰安婦問題をめぐっては、日韓両国間をはじめ東アジアにおいて長年にわたって論争がなされ、現在に至っても見解は大きく分かれている。

まず、慰安婦に対する取り組みについてである。日本政府の立場は、慰安婦問題は、1965 年の日韓基本条約にともなう日韓請求権・経済協定によって法的に解決済みであるものの、元慰安婦の救済という人道的観点から、1995 年 7 月に発足した、「女性のためのアジア平和国民基金」(略称「アジア女性基金」)により、「償

¹ ベルリンの「慰安婦像」をめぐる経緯と背景については、三好範英「解説 ベルリン慰安婦像問題」『読売新聞』2020 年 12 月 10 日を参照。

² 10 月 8 日のミッテ区のプレスリリースは、以下を参照。

<https://www.berlin.de/ba-mitte/aktuelles/pressemitteilungen/2020/pressemitteilung.1001656.php>

³ 12 月 1 日に可決されたミッテ区議会の決議案は、以下を参照。

<https://www.berlin.de/ba-mitte/politik-und-verwaltung/bezirksverordnetenversammlung/online/vo020.asp?VOLFDNR=10298>

い金」の支給と総理大臣からお詫びの手紙が渡された。さらに、2015年12月に日韓両外相による合意がなされ、日本政府が、韓国政府が設立した「和解・癒やし財団」に10億円の支出を行うと同時に、安倍晋三総理大臣（当時）は、心からのお詫びと反省の気持ちを表明、この合意を踏まえて、日韓両国は、慰安婦問題が「最終的かつ不可逆的に解決」されたことを確認するに至った。同合意は、当時の潘基文国連事務総長や米国政府をはじめとする国際社会からも高く評価され、歓迎されたというものである⁴。

例えば、米国のジョン・ケリー（John Forbes Kerry）国務長官は、合意が「癒やし」を促進し、日韓両国の関係改善をもたらすものと信じており、「合意に達した勇気とビジョンを持った日韓両国の首脳を称賛し、国際社会にこれを支持するよう呼びかける」との声明を発していた⁵。

一方、韓国側は、2017年5月に誕生した文在寅政権は、日韓合意の検証を行い、真の問題解決にはならないとの検証結果を受け、18年11月「和解・癒やし財団」の解散を正式に発表した。さらに、本年1月8日、ソウル中央地方裁判所は、日本帝国の行為は「計画的、組織的、広範囲にわたる反人道的行為」で国際規範に違反したとして、「主権免除」は適用できないとの判断のもと、日本政府に賠償を命じる判決を出し、日韓関係はさらに悪化して、現在に至っている。このように慰安婦問題は未だ解決には至っておらず、日韓両国政府の間には見解の相違が存在している。

つぎに、慰安婦に関する「事実」認識である。ミッテ区議会の決議案では、「第二次世界大戦下、日本軍によって東アジアの女性たちが組織的、性的に搾取された歴史的事実関係は明白である」と述べているが、政治、イデオロギー及びナショナリズムなどの影響を受けて、「事実」の具体的な内容をめぐって議論が両極化し、学界においても見解が大きく分かれており、いまだ確定していないのが現状である。

「慰安婦」と言われる女性が存在したことは紛れもないが、人数や内訳（「少女」を含めて）、慰安婦になった経緯、境遇などの「事実」の認識に関して、様々な主張がある。

韓国には、「数多く（なかには20万人）の少女や女性が、日本政府によって強制的に拉致され、性奴隷とされた」という「集団的記憶」が定着している。ちなみに、先のソウル中央地方裁判所の判決は、「集団的記憶」に依拠するものであった。

一方、日本の学界では、見解が分かれており、韓国の「集団的記憶」に対する異論も散見される。もちろん、日本の一部には、「負の遺産」を認めることへの反発として、矮小化、否定など一部に極端な主張がなされ、国内外から批判されているのも事実である。

こうした日本の学界における研究も踏まえつつ、「事実」認定に関する日本政府の立場は、『『強制連行』や『性奴隷』といった表現のほか、慰安婦の数を『20万人』又は『数十万人』と表現するなど、史実に基づくとは言いがたい主張も見られます』というもので、韓国の「集団的記憶」とは異なる立場を取っている⁶。

他方、最近韓国でも、一部ではあるものの、「集団的記憶」に対する批判が出始めている。例えば、李栄薫ソウル大学校元教授は、慰安婦をはじめ植民地支配に関して韓国の通説とは異なる独自の研究を発表し、2019年には『反日種族主義』を刊行、日韓両国で脚光を浴びている⁷。

韓国では、このような「集団的記憶」とは異なる歴史叙述に対して、（慰安婦に対する）名誉毀損や国家保安法違反で告訴されるなど、法的手段がとられている。

例えば、本稿でも引用している『帝国の慰安婦』の著者である朴裕河は名誉毀損で告訴されたが、それに対して村山富市元総理、河野洋平元衆議院議長、作家の大江健三郎、歴史家のブルース・カミングス（Bruce

⁴ 外務省「歴史問題 Q&A 問5 慰安婦問題に対して、日本政府はどのように考えていますか。1 日韓間の慰安婦問題」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/qa/>)。

⁵ 『朝日新聞』2015年12月30日。

⁶ 外務省「歴史問題 Q&A 問5 慰安婦問題に対して、日本政府はどのように考えていますか。2 国際社会における慰安婦問題の取扱い」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/qa/>)。

⁷ 日本語版は、李栄薫編著『反日種族主義－日韓危機の根源－』（文藝春秋、2019年）。

Comings) などリベラル派を中心とする日米の有識者は、「予断と誤解に基づいて下された判断」で、「(韓国)の検察庁という公権力が特定の歴史観をもとに学問や自由を封圧する挙に出た」との抗議の声明を出したのである⁸。

ノルウェーの平和研究の世界的権威であるヨハン・ガルトゥング (Johan Galtung) は、和解には、①事実の検証、②合意の表明、③未来の建設の 3つのステップがあると指摘する。そのうえで、日韓間の歴史認識問題について、事実認定において、韓国には間違い、誇張や虚偽があり、一方日本にも間違い、矮小化や虚偽が含まれていることが考えられ、先ずは日韓共同で事実の検証を行うことにより、「虚偽と事実を峻別する必要がある」と忠告している⁹。

こうした状況の中、ベルリンにおいて建立された「慰安婦像」の碑文には、「白い蝶は、生まれ変わりと責任ある者の真摯な謝罪を望む象徴である」と、日本に対してさらなる謝罪を求めると同時に、「切られた髪は、少女と女性の暴力的拉致を意味している。第二次世界大戦下、日本軍は、アジア・太平洋地域から数えきれない少女と女性を拉致し、性奴隷となることを強要した」と記されていた。

また、碑文には、像は「日本軍性奴隷制問題解決のための正義記憶連帯」(略称「正義連」)により寄贈されたもので、最初の「慰安婦像」は「水曜集会」(1992年1月から毎週、日本大使館前で行われたデモ)の1000回目を記念して建てられたと注記されていたのである。

「正義連」は、1990年11月、慰安婦問題の解決と元慰安婦の支援を目的に結成された「挺身隊問題対策協議会」(略称「挺対協」)が、2018年7月に改称した市民団体で、日本政府が「法的責任」を認め、「公的賠償」と「公的謝罪」を行うことを要求して、韓国政府にも大きな影響を及ぼしてきた。

そのため、日本近現代文学・思想の研究家であると同時に、日韓間の和解や慰安婦問題に関する著作も刊行している朴裕河世宗大学校教授は、韓国では慰安婦問題が政治運動に利用されており、そのため「慰安婦像」も本当の慰安婦を表象しているのではなく、運動や運動家を記念・顕彰するものでしかないと批判していた。さらに、「事実」認識と関連して、「慰安婦像」そのものは慰安婦の実像とは乖離しており、「大使館前の少女像は本当の慰安婦とはいえず、一面的なイメージを象徴しているのではないかと指摘した¹⁰。

ちなみに、日韓両外相による合意では、日本側の抗議を受け、大使館前の「慰安婦像」について、韓国政府としても、公館の安寧・威厳の維持の観点から、「適切に解決されるよう努力する」とされた。

このように、謝罪や「事実」認識をめぐる見解が分かれる状況において、ベルリンの「慰安婦像」は韓国側の主張を反映していた点は否定できない。

実は、ドイツでは、5年前の2016年9月、ドイツ南西部の大学町であるフライブルク市において、韓国の水原市が推進していた「慰安婦像」の計画が見送られた。

建立計画に批判的主張を行ったドイツ人の一人が、ラインハルト・ツェルナー (Reinhard Erich Zöllner) ボン大学教授である¹¹。ツェルナーは、日本をはじめとする東アジア史研究の権威であり、『東アジアの歴史—その構築—』(植原久美子訳、明石書店、2009年)と題した翻訳書も刊行されている。

ツェルナーは、「慰安婦像」を建立すれば、「日韓の終わっていない和解プロセスにおいて、一方的に韓国に肩入れすることは、決して和解への貢献にはならない」と明言しており、二国間の歴史的対立において一方に与してはならないと、中立性の観点から反対したが、ミッテ区長と同様の見解である。

⁸ 『毎日新聞』2015年11月27日。

⁹ ヨハン・ガルトゥング (御立英史訳)『日本人のための平和論』ダイヤモンド社、2017年、101-106頁。

¹⁰ 朴裕河『帝国の慰安婦』朝日新聞出版、2014年、153-161頁。

¹¹ ツェルナーの批判については、以下を参照。“Freiburg und die Trostfrau,” *Deutsche Welle* (21.9.2016)

(<https://www.dw.com/de/freiburg-und-die-trostfrau/a-19563885>) .

2 人権か「反日ナショナリズム」か？

ツェルナーは、さらに、「慰安婦像」は一見したところは平和的に見えるが、問題はむしろ文脈・背景にあり、「基本的に、日本に対する道義的批判である」と指摘していた（ツェルナーは、自身の東アジア史の研究を踏まえ、既に 15 世紀から韓国人は自らを道徳的に正しいとして日本を批判する傾向が見られると指摘している）。ツェルナーは、約 1 年前同じような状況に直面した、オーストラリアのシドニー市郊外のストラスフィールド市を例に挙げ、ストラスフィールド市では、「慰安婦像」は「日本人に対する民族的侮辱」であり、さらに社会における平和を考慮して見送られたと述べている。

ちなみに、ストラスフィールド市では、2015 年 8 月、韓国系と中国系の住民が「慰安婦像」を建立するよう求めていた請願に対して、市議会は、公聴会の結果も踏まえて全会一致で否決したが、主な理由は、移民が多い多文化社会のオーストラリアにおいて、特定の民族を対象とした歴史問題を取り上げることは地域社会の分断を触発しかねないとの判断であった。

このような指摘は、日本でもなされていた。例えば、3 年前の 2018 年に亡くなった大沼保昭東京大学名誉教授は、慰安婦問題について、「政治問題の解決を志向する『正義』は大きな危険性をはらんでいる」としたうえで、「そうした強烈な正義感、しばしば自己の主張以外は認めない独善性と狭量さを生むとし、「しばしば反日ナショナリズムと結び付いていた」と、韓国の市民団体やメディアの姿勢を批判し、最後は韓国に対する絶望感を隠さなくなっていた¹²。長年戦争責任や人権の問題に取り組み、「アジア女性基金」の理事を務めるなど慰安婦問題にも積極的に関与してきた大沼だけに、彼の言動は重く受け止められた。

また、韓国における慰安婦運動の有する民族主義的傾向は、当事者によっても、運動そのものの意義・成果は評価しつつ、「民族言説」として当初より議論されていた¹³。その後、米国における下院決議や「慰安婦像」建立など問題が国際化するにともない、「韓国内部のナショナリズムを梃子として国際問題化をはかる戦略」は問題を形骸化させる面があり、結果として、「軍と性暴力の普遍的な問題のひとつとして考えるべき回路が見失われ、問題が日本の特殊な事象としてとらえられてしまった」といった指摘もなされたのである¹⁴。

一方、「慰安婦像」を建立した「コリア協議会」は、その目的を、戦時下における性暴力を追及することにより、性暴力を世界からなくすことに貢献するためと説明し、ミッテ区議会の決議案も、「武力紛争下及び平和な時における性暴力に関する議論のきっかけ」になるとして、普遍的意義を強調していた。

このように、「慰安婦像」建立の目的・背景をめぐっても、戦時下の性暴力という人権の問題か、「反日ナショナリズム」に由来するののかというように、様々な議論がなされている。

ちなみに、ガルトゥングは、日本に罪はあるが、既に深く謝罪し十分な補償を行っているとしたうえで、慰安婦問題の背景にある韓国の日本に対する特殊な感情に言及していた。すなわち、慰安婦問題は、「韓国にとって日本に対する報復の一手段」かつ「単純かつ純然たる辱め」であるため、「戦争は降伏すれば終わるが、辱めは終わらない」と述べていた¹⁵。

3 戦時下の性暴力に向き合うことの難しさ

アメリカの著名な歴史家チャールズ・メイヤー（Charles S. Maier）は、ワシントンに建立されたホロコースト記念館に違和感を抱くとして、「なぜアメリカの奴隷制、または先住民族の受難の記念館ではないのだろうか。（ホロコーストよりも、）むしろ我々自身の国が責任を持たねばならない犯罪を想起し、より明らかにす

¹² 大沼保昭『「慰安婦」問題とは何だったのか』中公新書、2007 年、210-212 頁。

¹³ 例えば、山下英愛『ナショナリズムの狭間から－「慰安婦」問題へのもう一つの視座』明石書店、2008 年を参照。

¹⁴ 岩崎稔・長志珠絵『「慰安婦」問題が照らし出す日本の戦後』成田龍一・吉田裕編『記憶と認識の中のアジア・太平洋戦争－岩波講座アジア・太平洋戦争 戦後篇』岩波書店、2015 年、236-237、251 頁。

¹⁵ ガルトゥング『日本人のための平和論』104-105 頁。

ることが、国民の土地と資金のより適切な使い方ではないだろうか」と疑問を投げかけていた¹⁶。

ミッテ区議会の決議案では、「ベルリンの歴史を背景として」、像の建立を契機に性暴力について広く議論されるべきであると述べているが、ベルリンの歴史にも戦時下の性暴力の問題が存在していた。

まず想起されるのは、第二次世界大戦末期のソ連軍によるドイツ女性に対する暴行である。ベルリンにおいてソ連軍の暴行により被害を受けたドイツ人の少女・女性の数は、少なくとも 11 万人（ソ連軍占領地域全体では、約 200 万人）とされる¹⁷。

ベルリン陥落時におけるソ連軍による暴行など悲劇的体験を記したあるドイツ人女性の日記（『ベルリンのある女性』）が、1954 年に英語版、その後日本語をはじめ各国語版に訳されたが、ドイツ語版は論争の末、1959 年に漸くスイスの出版社から刊行された。その後、冷戦終結まで長い間タブー視されてきたが、2003 年に同日記がドイツの出版社から再版され、ベストセラーとなった¹⁸。

2008 年にはドイツ・ポーランドの合作により映画化され、『Anonyma – Eine Frau in Berlin』（邦題：『ベルリン陥落 1945』）と題して公開された。

戦争末期の旧満州での日本人の体験もそうであるが、自身の性暴力の被害を語ることは辛く、加えてドイツ自身の加害との関連も指摘されかねない複雑な問題であり、向き合うには大きな困難がともなっていた¹⁹。

一方、第二次世界大戦期、ドイツ国防軍は占領地に 500 カ所を超える慰安所を所有していたが、現在にいたるまで公に議論され謝罪など政治問題化することはない²⁰。

第二次世界大戦期の慰安所をはじめとするドイツ国防軍の性暴力に関する研究がドイツで始まったのは 1990 年代に入ってからであり、日本における経験をもとに研究に着手したハンブルク社会研究所のレギーナ・ミュールホイザー（Regina Mühlhäuser）は、戦時下の性暴力に関して、「ドイツの社会的取り組みは非常に遅々としていることを確認しておかなければならない。ましてや、国家による謝罪と賠償金の支払いについては、まったく問題になっていないのである」と指摘していた²¹。

ベルリンには、ホロコーストに関連する記念碑は数多あるものの、このようなドイツに関連した戦時下の性暴力に関するものは皆無である。

したがって、前述したツェルナーは、そのようなドイツが、自身の犯罪を棚に上げて、フライブルクに「慰安婦像」を建立すれば、それは彼自身の目から見れば「スキャンダル（Skandal）」であるとまで批判したのであった。

ドイツ、韓国を含めて、多くの国々は、戦場における性暴力の問題と無縁ではないことは言うまでもないが、ミッテ区長が当初問題視したように、「慰安婦像」は戦時下の性暴力に反対するメッセージというよりは、日本のみを対象として、批判的に取り上げていたのである。

さらにツェルナーは、以下の通り語っている²²。

¹⁶ Charles S. Maier, “A Surfeit of Memory? Reflections on History, Melancholy and Denial,” *History and Memory* Vol.5-No.2 (Fall-Winter, 1993), p.146.

¹⁷ ヘルケ・ザンダー、バーバラ・ヨール（寺崎あき子・伊藤明子訳）『1945年・ベルリン解放の真実―戦争・強姦・子ども―』現代書館、1996年、72–76頁。

¹⁸ Anonyma, *Eine Frau in Berlin. Tagesbuchaufzeichnungen vom 20. April bis 22. Juni 1945* (Frankfurt a.M.: Eichborn Verlag, 2003). 日本語版は、『ベルリン終戦日記―ある女性の記録―』（山本浩司訳、白水社、2008年）。

¹⁹ 寺崎あき子「訳者あとがき」ザンダー、ヨール『1945年・ベルリン解放の真実』、アティナ・グロスマン（荻野美穂訳）「沈黙という問題―占領軍兵士によるドイツ女性の強姦―」『思想』第898号（1999年4月）を参照。

²⁰ ドイツにおいて戦時下の暴力がタブー視された経緯については、姫岡とし子「ナチ・ドイツの性暴力はいかに不可視化されたか―強制収容所内売春施設を中心として」上野千鶴子・蘭信三・平井和子編『戦争と性暴力の比較史へ向けて』岩波書店、2018年を参照。

²¹ レギーナ・ミュールホイザー（姫岡とし子監訳）『戦場の性―独ソ戦下のドイツ兵と女性たち―』岩波書店、2015年、v–vi頁。日本語訳された研究として、ほかにクリスタ・パウエル（イエミン恵子ほか訳）『ナチズムと強制売春―強制収容所特別棟の女性たち―』明石書店、1996年など。

²² ラインハルト・ツェルナー『「慰安婦」問題 『日本の名誉回復』には何が必要か』『世界』2015年2月号、149頁。

「戦争責任の面で日本は、『ドイツから学べ』と言われるが、この問題に関してはそうとも言えないのだ。第二次大戦における性暴力の問題が、戦後、体系的かつ徹底的に論じられたのは、これまで日本の慰安婦問題以外にない。日本はこの問題に 20 年以上ひとりで取り組んで来た」

「過去」をめぐる対応について、東アジアをはじめ世界では、「ドイツ見習え論」としばしば言われ高く評価されているが、ドイツの過去に対する取り組みは、主にナチス・ドイツによるホロコーストを対象としたもので²³、慰安婦問題については、事情は異なっていた。

1990 年代以降の 30 年近くにわたる日本の慰安婦問題への取り組みは、日本の政治や社会における問題点や課題が厳しく指摘されているように²⁴、必ずしも完璧なものではなく、未だ韓国との和解に至っていないのも事実である。

しかし、世界的に見て、慰安婦など戦場における性暴力、さらに植民地支配に対して謝罪、補償を含め向き合った例はほとんど見当たらない中で、様々な評価はあるものの、日本は長年にわたりそれなりに対応してきた点は否定できない。「世界のトップランナー」とも評される所以であろう²⁵。

もちろん、その過程において、極端な意見が見られるのも事実であるが、それは、逆説的ではあるが、タブー視していないだけに、反発が生じているとも言えるのではないだろうか。

東アジアの国際関係・安全保障研究の専門家であるジェニファー・リンド (Jennifer Lind) は、和解をめぐる日韓関係を対象とした研究において、日本に限らず、謝罪は一般に、国内世論の分裂をもたらし、国内の保守層に限らない幅広い反発（「バックラッシュ」）を誘発する危険性があると指摘していたのである²⁶。

このように、日独両国ともに、歴史的背景、現状などの相違から大きく異なった形ではあるものの、戦時下の性暴力という過去の「負の遺産」に苦悩しているのである。

おわりに

以上考察したように、ミッテ区長とツェルナーは、謝罪、「事実」認識、及び「慰安婦像」建立の目的をめぐって見解が分かれる状況において、「慰安婦像」は、日本のみを対象にかつ一方の立場の主張を代表しているため、中立的ではなく公共の場としては適当ではないと判断したのであった。

特に、フライブルク以上に国際都市であるベルリンには、国家間の対立についてより慎重な考慮が求められることは言うまでもない。ツェルナーが言及したオーストラリアのストラスフィールド市は、移民が多い多文化社会を考慮して、設置計画を撤回したが、当初ミッテ区長が許可を取り消した際のコメントにも、同区は世界 100 カ国以上の人々の故郷で、平和で寛容な連帯感を危険に晒さないためには、一方に与してはならないと指摘されていたのである。ミッテ区は、ベルリン市の中央に位置する中核地域で、約 38 万人の人口を擁しており、移民や外国人がベルリン市の中で最も多く住む地域である。

さらに、ベルリンの「慰安婦像」は「平和像」と称しているものの、その後の経緯が物語るように、結果として日韓のみならず日独関係といった国際関係にも悪影響を及ぼすだけではなく、ベルリンの日本人社会の分断をももたらしている。朴裕河は、「平和像」と称されているが、日本に対する敵対を要求しており、「平和像」になるためには、「< 怨恨の記憶 > だけでなく、< 許しと和解の記憶 > も刻むべきである。今の運動は、平和ではなく不和のみを作り続けているだけだ」と批判していたのである²⁷。

²³ 庄司潤一郎『「過去」をめぐる日独比較の難しさー求められる慎重さー』『日本国際問題研究所 コラム/レポート』(2014 年 5 月 29 日)。<https://www.jiia.or.jp/column/column-234.html>

²⁴ 日本をはじめとする東アジアにおける慰安婦問題の変遷と課題をバランスよく総括した研究として、岩崎・長『「慰安婦」問題が照らし出す日本の戦後』を参照。

²⁵ 大沼保昭・江川紹子(聞き手)『「歴史認識」とは何かー対立の構図を超えてー』中公新書、2015 年、232 頁。

²⁶ Jennifer Lind, *Sorry States: Apologies in International Politics* (Ithaca & London: Cornell Univ. Press, 2008), pp.181-190.

²⁷ 朴『帝国の慰安婦』154-155、172 頁。

和解の権威であるガルトゥングは、戦時下の性暴力は、日本のみならずどの国にも存在しており、積極的な平和を構築するために、戦時下の性暴力、さらには戦争を問題にすべきであり、「そうでなければ、『従軍慰安婦』問題は対立を深めるだけの問題となり、日韓関係はいつまでも不健全で非生産的な状態から抜け出すことができないだろう」と忠告していた²⁸。

ミッテ区議会の決議案が指摘している「武力紛争下及び平和な時における性暴力に関する議論」のためにも、日本の慰安婦問題の相対化、免罪ということではなく、より普遍的にアプローチをすることが求められているのではないだろうか²⁹。

プロフィール

profile

研究幹事

庄司 潤一郎

専門分野：近代日本軍事・政治外交史、
歴史認識問題

本欄における見解は、防衛研究所を代表するものではありません。
NIDS コメンタリーに関する御意見、御質問等は下記へお寄せ下さい。
ただし記事の無断転載・複製はお断りします。

防衛研究所企画部企画調整課

直 通：03-3260-3011

代 表：03-3268-3111（内線 29171）

F A X：03-3260-3034

※ 防衛研究所ウェブサイト：<http://www.nids.mod.go.jp/>

²⁸ ガルトゥング『日本人のための平和論』106頁。

²⁹ 植民地研究に詳しい永原陽子京都大学教授は、「強制売春と強姦は、戦争の手段として19世紀後半以降の植民地世界を含む世界史の同時代的な構造の中で相互に特別な緊密性をもって展開してきた。日本軍「慰安婦」もまた、その中に位置づけて考察することが求められる」と比較史研究の視点の重要性に言及し、日本と東アジアの歴史学は、「世界の歴史学や平和研究を牽引すべき役割をもっている」と指摘していた（永原陽子『『慰安婦』の比較史に向けて』歴史学研究会・日本史研究会編『「慰安婦」問題をから考える－軍事性暴力と日常世界－』岩波書店、2014年、77-78頁）。